

衛生材料等の整理

- 「薬事法の一部を改正する法律の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日付け薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知）が一部改正されたことに伴い、「訪問看護事業所が卸売販売業者から購入し、保管できる医薬品」に関する通知がありました(表 1)。
- 医師の指示に基づき個別の患者の処置等に使用する衛生材料等については、本来、医療機関が提供するものですが、患者の状態によっては緊急に必要となる衛生材料等もあることから、訪問看護事業所で購入・保管できるものについて整理しました(表 2)。
- なお、オムツ代等、指定訪問看護の提供以外のサービスの提供に要する物品の費用については、実費相当額を利用料として徴収できますが、医師の指示に基づく指定訪問看護の提供に要する衛生材料等については、患者への実費請求はできません。

■表 1

訪問看護事業所で卸売販売業者から今回新たに購入できる医薬品として通知されたもの
(従前より使用・保管は可能)

・ 消毒用エタノール	・ ポビドンヨード液	・ 滅菌グリセリン
・ グルコン酸クロルヘキシジン	・ グリセリン浣腸液	・ オリーブ油
・ 塩化ベンザルコニウム	・ 白色ワセリン	・ 生理食塩液
・ 精製水	・ 滅菌蒸留水	

■表 2

訪問看護事業所で購入・保管できるものの例

衛生材料		
・ ガーゼ	・ 脱脂綿	・ 綿棒
・ 綿球	・ 滅菌手袋	・ 絆創膏
・ 油紙	・ リント布	・ 包帯
・ テープ類	・ 医療用粘着包帯	・ ドレッシング材
・ 使い捨て手袋		
医療機器等		
・ 採尿・痰・血容器	・ イルリガードル	・ 胃ろう・経管栄養チューブ
・ 注射器（ディスポ）	・ 蓄尿バッグ	・ カテーテルチップ
・ 注射針	・ ポート針	・ 点滴用ルート・フィルター
・ 酸素カニューレ	・ 吸引カテーテル	・ 気管カニューレ
・ 膀胱留置カテーテル	・ 導尿カテーテル	・ 延長チューブ
・ 三方括栓・キャップ	・ ポンプ用ルート	・ 鑷子
・ ステート	・ SPO2 モニター	・ 血圧計
・ ペン型インスリン注射器	・ 吸入器	・ 吸引器
・ 血糖測定器	・ 人工呼吸器/関連機材	・ 在宅酸素療法機材
・ 輸液ポンプ	・ 経管栄養注入ポンプ	・ シリンジポンプ
・ PCA ポンプ		
医薬品		
・ キシロカインゼリー		